

ご 通 知

東京都中央区日本橋浜町二丁目31-1  
新日本空調株式会社  
代表取締役社長 夏井博史 殿

平成28年4月15日

1 9 0 E L G I N A V E N  
U E , G E O R G E T O W  
N , G R A N D C A Y M A  
N K Y 1 - 9 0 0 5 , C A  
Y M A N I S L A N D S

貴社株主

I N T E R T R U S T T R U  
S T E E S ( C A Y M A N )  
L I M I T E D S O L E L Y  
I N I T S C A P A C I T  
Y A S T R U S T E E O  
F J A P A N - U P

常任代理人

東京都中央区月島四丁目16番  
13号  
株式会社みずほ銀行決済営業部

及び

東京都渋谷区恵比寿西一丁目  
3番10号

貴社株主

差出人 株式会社ストラテジ  
クキャピタル



前 略 I N T E R T R U S T T R U S T E  
E S ( C A Y M A N ) L I M I T E D  
S O L E L Y I N I T S C A P A C I  
T Y A S T R U S T E E O F J A P  
A N - U P 及び株式会社ストラテジックキャ  
ピタル（両者で貴社の議決権を300個以上  
6か月前から引き続き保有）は、会社法第3  
03条第2項及び同第305条第1項に基づ  
き、本書をもって次のとおり請求します。な  
お、個別株主通知の受付票については別途郵  
送いたします。

1 後記の提案の議案を、平成28年6月に  
開催される貴社定時株主総会における会議  
の目的とすること。

2 後記の提案の議案、議案の要領及び提案  
の理由を株主総会招集の通知及び添付の参  
考書類に記載すること。

第 1 提案の議案及び議案の要領

- 1 . 定款変更の件
- 2 . 剰余金の処分をする件

第 2 議案の内容

- 1 . 定款変更の件

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第 8 章 政策保有株式



( 政策保有株式の売却 )

第 4 5 条 当 会 社 が 、 本 条 を 追 加 す る 定 款 変 更 の 効 力 発 生 日 現 在 、 純 投 資 目 的 以 外 の 目 的 で 保 有 し て い る 上 場 株 式 は 、 第 4 8 期 中 に 、 速 や か に 売 却 す る も の と す る 。

## 2 . 剰 余 金 の 処 分 の 件

( 1 ) 配 当 財 産 の 種 類  
金 銭

( 2 ) 配 当 財 産 の 割 り 当 て に 関 す る 事 項 及 び  
そ の 総 額

第 4 7 期 の 期 末 剰 余 金 の 配 当 と し て 、 普 通 株 式 1 株 当 た り 、 平 成 2 8 年 3 月 期 の 連 結 上 の 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 の 金 額 ( た だ し 、 小 数 点 第 一 位 以 下 を 切 り 捨 て た 金 額 ) か ら 1 0 円 を 控 除 し た 金 額 を 配 当 す る 。

な お 、 こ の 場 合 の 配 当 総 額 は 、 上 記 の 1 株 当 た り の 配 当 金 額 に 平 成 2 8 年 3 月 3 1 日 現 在 の 配 当 の 対 象 と な る 株 式 数 を 乗 じ た 額 と な る 。

( 3 ) 剰 余 金 の 配 当 が 効 力 を 生 じ る 日

平 成 2 8 年 6 月 に 開 催 さ れ る 定 時 株 主 総 会 の 開 催 日 の 翌 日

## 第 3 提 案 の 理 由

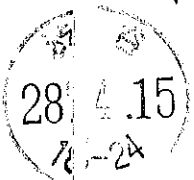


## 1. 定款変更の件

当社が、純投資目的以外の目的で保有している上場株式（以下「政策保有株式」といいます。）は、平成27年3月期末現在では65銘柄で、貸借対照表（単体）計上額は約208億円でした。

平成27年12月31日現在で、当社の純資産（連結）は約361億円（1株当たり約1460円）で、現在の当社の株価は純資産倍率1倍を大きく下回っています。また、平成28年3月期の当社の予想当期純利益（連結）に基づく自己資本利益率（ROE）は約4.7%と低く、ROE向上の観点からも、資産から投資有価証券を減らし、自己資本も応分に減ずることが望まれます。

昨年6月から「コーポレートガバナンス・コード（以下、「コード」といいます。）」が施行され、当社は昨年12月15日付でコーポレートガバナンスに関する報告書を東京証券取引所に提出しています。その中で、コードの「原則1-4. いわゆる政策保有株式」に関して、保有に関する方針等として「投資先との中長期的な関係維持、取引拡大、シナジー効果、配当等を鑑み保有していく方針です。その結果として、当社の企業価値を高め、株主の中長期的な利益につながると考えて



います（後略）」と記載しています。しかし、平成28年4月8日に株主提案者が当社経営陣と面談した際に政策保有株式と当社の企業価値向上の因果関係を質問しましたが、合理的な回答は得られませんでした。また、当社はコードで「策定・開示すべきである」とされている議決権行使基準の開示も行っておりません。

以上の通り、当社が現在保有する政策保有株式は、その保有について合理的に説明できないものであり、直ちに売却すべきです。そして、政策保有株式の売却により得られる資金は、当社の株主価値向上に資する新規のビジネス開発やM&A（相手先の株式を保有する場合は、株式保有の目的を合理的に説明できるものに限り、）等に充当することによりそれら売却代金を活用すべきです。

さらに、その資金を、自己株式取得等の株主還元を行うためにも使用することができます。

## 2. 期末配当について

当社の平成27年3月期有価証券報告書によれば、同月31日現在の連結貸借対照表上、有利子負債は約39億円、保有する現預金は約77億円です。また、同日現在、当社は投資有価証券として約246億円を保有して

28.4.15  
18-2A

います。上記の通り、この投資有価証券の大部分が政策保有株式であり、速やかに売却して現金化すべきです。

一方、当社は、平成28年3月25日付で1株当たり年間配当を25円と公表しております。しかし、当社の自己資本の大きさ、保有する巨額の投資有価証券および予想当期純利益に鑑み、この予定配当金の額では、株主からみてその水準は十分なものではありません。当社は、これ以上会社内に資金を留保する必要はなく、余剰資金を株主に還元することが、株主価値を高め、ひいては株価を向上させることにつながりますので、剰余金の配当を大幅に増額すべきです。逆に、これ以上現金類似資産の保有を増加させても、金利はほぼゼロ又はマイナスであり、実質的な資産価値は減少するおそれさえあります。

なお、今回提案する剰余金の処分案を実行しても、その配当総額は当期純利益の範囲内であることから、前期末の当社の純資産及び現預金水準を大きく変えるものではなく、当社の財務状態は良好なままです。

草々

この郵便物は平成 28. 年 4. 月 15 日  
第 04057 号書留内容証明郵便として  
差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社

28.4.15  
18-2A

郵便認証司  
28.4.15

28.4.15  
18-2A